

# 北海道交通安全協会ホームページ・バナー広告利用規約

一般財団法人北海道交通安全協会(以下「協会」という。)は、広告主が協会の運営するホームページにバナー広告を掲載するに当たり、以下の利用規約を定める。

## (総則)

第1条 協会は、協会ホームページ・バナー広告利用規約(以下「利用規約」という。)に基づき、広告主に対し広告サービスを提供する。

## (広告の種別)

第2条 この利用規約における「バナー広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

## (掲載位置)

第3条 バナー広告の掲載位置は、協会ホームページのトップページに定める「バナー広告欄」とし、別紙「バナー広告掲載要領」に定める仕様を用いるものとする。

## (広告主)

第4条 広告主は、交通安全に関する事業・活動等を推進している企業又は団体とする。

2 広告主は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業所
- (3) 暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

## (内容)

第5条 バナー広告及びこれにリンクする広告主のホームページの内容は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 協会ホームページの目的及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性を有するもの
- (3) 差別や偏見を助長するおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあるもの

## (掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は1年間とし、広告期間経過後に引続き広告掲載を希望する場合は、再申込みすることができる。

(広告掲載料等)

第7条 バナー広告の掲載料等については、別紙「バナー広告掲載要領」に定めるとおりとする。

- 2 バナー広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載期間において当該広告を掲載しなかったときには、掲載しなかった日数に応じて掲載料を還付する。
- 4 前項の規定により、還付することとなる掲載料には利子を付さない。

(申し込み)

第8条 バナー広告の掲載を希望する企業・団体は、別紙様式「北海道交通安全協会ホームページ・バナー広告申込書」により申し込みする。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、バナー広告の原稿を別紙「バナー広告掲載要領」に定める仕様で制作し提出するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、バナー広告及びリンク先の内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主が広告の掲載により、第三者に損害を与え又は紛議等に発展した場合は、広告主の責任において解決しなければならない。

(契約の解除)

第11条 協会及び広告主は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本規約に違反し、それにより本契約の目的を達成することができないと認められるとき
  - (2) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
  - (3) 社会的信用を著しく失墜する行為をしたとき
- 2 広告主は、契約期間内であってもこの契約を解除することができる。この場合においては、納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。

(協議)

第12条 本契約に定めの内事項及び疑義が生じた時は、その都度協議して処理するものとする。

## 附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。